

平成27年度茂原市職員を募集

◆試験区分・採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般事務職	上級 12人程度	昭和59年4月2日から平成5年4月1日までの間に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方または平成27年3月までに卒業する見込みの方
	初級 2人程度	平成5年4月2日から平成9年4月1日までの間に生まれた方
土木技術職	上級 3人程度	昭和59年4月2日から平成5年4月1日までの間に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）で「土木」の専門課程を修了し卒業した方または平成27年3月までに修了し卒業する見込みの方
	初級 1人程度	平成5年4月2日から平成9年4月1日までの間に生まれた方で、「土木」の専門課程を修了または修了見込みである方
建築技術職	2人	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、「建築」の専門課程を修了または修了見込みである方
保健師	2人	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または平成27年3月末までに保健師の資格取得見込みの方
保育士 幼稚園教諭	7人	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する方または平成27年3月末までに保育士及び幼稚園教諭の資格取得見込みの方
一般事務職 (身体障害者対象)	1人	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、 (1)身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの方 (2)自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能なる方 (3)通常の勤務時間に対応できる方 (4)活字印刷による出題及び口述による面接に対応できる方

採用予定人員は今後の退職者等の状況により変更になる場合があります。

◆試験日・試験科目・試験会場

第1次試験（一般教養・作文）
平成26年9月21日㊤
第2次試験（集団討論・適性検査）
平成26年10月18日㊤または19日㊤
第3次試験（個別面接）
平成26年11月15日㊤または16日㊤
各試験とも、試験会場は茂原市役所です。

◆申込方法

所定の申込書（職員課と本納支所で、土日祝日を除き配布）に必要事項を記入し、職員課へ持参または郵送

◆受付期間

平成26年8月1日㊤～8月15日㊤
(土日を除く) 8時30分～17時まで
※郵送で申し込む場合は、8月15日㊤必着とします。
詳細については、「平成27年度茂原市職員募集要項」または市公式ウェブサイトで確認してください。

お問い合わせは、職員課（4階）
☎(20)1518 FAX(20)1602へ

児童扶養手当

現況届を忘れずに！



現況届は、毎年8月1日の状況により、児童扶養手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。提出されないと、8月分以降の手当が支給できなくなり、前年の所得等により支給が停止されている方も現況届の提出が必要です。

◆提出書類

- ①必ず持参いただくもの
- ・現況届（住所、氏名、振込先の口座、連絡先を確認してください）
- ・印鑑（認印可）
- ②該当される方のみ提出いただくもの
- ・児童扶養手当証書（全部停止の方は除く）
- ・平成26年度児童扶養手当用所得証明書（平成26年1月2日以降に転入された方）
- ・養育費等に関する申告書（配偶者が死亡された方は除く）

◆手当額

- 一部支給停止適用除外事由届出書および関係書類（支給開始から5年を経過した方等）
- ・その他申立書（児童と別居している方等）

手当額は、受給者本人および扶養義務者の前年の所得額（養育費を含む）により決定します。

- ①全部支給の場合 4万1000円
- ②一部支給の場合 9680円～4万1010円
- ※第2子は月額5000円、第3子以降は1人につき月額3000円が加算されます。
- ※4月・8月・12月の年3回に、支払い月の前月分までが支給されます。

◆提出期間

8月1日㊤～8月29日㊤

◆休日受付

8月24日㊤

8時30分～17時15分
※休日受付は本納支所では行いません。

お問い合わせは、子育て支援課（2階）
☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

ジェネリック(後発)医薬品の利用を 検討してみましょう



ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売され、新薬とほぼ同等の効き目をもつ厚生労働省に認められた低価格な薬です。薬の種類によってはジェネリック医薬品がない場合もありますので、希望される方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

市では、国民健康保険に加入している方の負担軽減と医療費削減のため、『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』を一部の方に送付します（7月、9月、11月の3回予定）。これは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減されると見込まれる方に、切り替えを検討していただく一つの判断材料としてご活用いただくための通知です。

お問い合わせは、国保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)16000へ。